

水密性電線貫通部の管理及び検査に関する事項

改正規則等

事業所承認規則
鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編及び H 編

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 13 規則及び第 13-1 規則では、水密隔壁及び甲板に電線等を貫通させる場合には、その水密の完全性を確保するための措置が要求されている。本会においても、隔壁や甲板を貫通する電線貫通部の構造が、当該隔壁や甲板の強度、水密性を損うおそれのないものとする旨、鋼船規則 H 編 2.9.15-1 において規定している。加えて、水密隔壁の貫通部について、定期的検査時に、現状検査することを鋼船規則 B 編 3.2.2 において規定している。

しかしながら、こうした貫通部が適切に水密性を維持しているかを確認するための統一した扱いを定めた国際規則等がないため、IACS は、貫通部の位置や使用部材等の詳細の記録手順及び貫通部の検査要件を定めた IACS 統一規則 Z28 を 2020 年 10 月に制定した。

また、同 IACS 統一規則 Z28 を運用する上で、船体コンストラクションファイルに水密の電線貫通部の詳細記録を含めるため、IACS 統一規則 Z23 を改正し、IACS UR Z23(Rev.7)として採択した。

さらに、同 IACS 統一規則 Z28 に従った水密性電線貫通部の検査について、認定された事業所による実施を認めるため、サービスの提供事業所の承認手順を規定する IACS 統一規則 Z17 を改正し、IACS UR Z17(Rev.15)として採択した。

このため、新規制定及び改正されたこれら IACS 統一規則を取り入れるべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 水密性電線貫通部の管理及び検査について、貫通部の詳細の記録の手順及び検査要件を鋼船規則 B 編、H 編及び関連検査要領並びに旅客船規則に規定した。
- (2) 水密性電線貫通部の検査を行う事業所として承認を受ける事業所への要求事項を事業所承認規則に規定した。

改正条項

事業所承認規則 3 編 1.1.1, 17 章
鋼船規則 B 編 2.1.3, 2.1.6, 表 B3.1, 5.2.2
鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.6
鋼船規則検査要領 H 編 H2.9.15